

平成20年1月8日

宮城県告示第1号

宮城県飲酒運転根絶に関する条例（平成19年宮城県条例第86号）第8条第1項の規定により、平成20年1月1日、宮城県飲酒運転根絶に関する基本方針を次のとおり策定したので、同条第3項の規定により公表する。

宮城県飲酒運転根絶に関する基本方針

第1 基本方針の意義

この基本方針は、宮城県飲酒運転根絶に関する条例（平成19年宮城県条例第86号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定により飲酒運転の根絶に関する総合的な施策を推進するための基本的な事項について定めるものとする。

第2 知識の普及及び意識の高揚

飲酒運転を根絶するためには、県民一人一人に対し、飲酒運転根絶に対する知識の普及及び意識の高揚を図ることが重要であることから、市町村をはじめとした交通安全関係団体等と連携し、飲酒運転根絶の日及び飲酒運転根絶運動の日を中心として県民等（県民、事業者等、事業者団体、飲食店営業者等、駐車場所所有者等という。以下同じ。）に対する飲酒運転の根絶を呼びかける各種活動並びに各種広報媒体を活用した広報及び啓発等を実践し、もって県民等の飲酒運転の根絶に関する関心と理解を深め、飲酒運転に起因する事故のない安心して快適な交通社会の実現を目指すものとする。

第3 飲酒運転根絶重点区域の指定及び当該区域における活動

- 1 条例第15条第1項の飲酒運転根絶重点区域（以下「重点区域」という。）は、酒類を提供する飲食店数、飲酒を原因とする交通事故件数及び飲酒運転による検挙者数などを勘案し、特に重点的に取り組む必要があると認める区域について指定するものとする。
- 2 前号の指定の期間は、2年とする。ただし、新たに重点区域を指定しようとする場合にあっては、指定の日から当該指定の日の属する年度の末日までの期間を2年に加えた期間とする。
- 3 重点区域においては、飲酒運転根絶を推進する組織の設置及び公安委員会が委嘱する飲酒運転根絶活動推進委員との連携による官民一体となった飲酒運転根絶活動等の取組を促進し、地域住民等の飲酒運転根絶に関する知識の普及及び意識の高揚を図るとともに、重点区域における取組等を重点区域外の地域にも周知し、その波及に努めるものとする。

第4 飲酒運転根絶のための推進体制

県内における飲酒運転の根絶を推進するため、県、市町村及び交通安全関係団体等で組織する宮城県飲酒運転根絶推進会議を設置し、飲酒運転根絶に関する各種活動の促進を図るものとする。